

「大分県観光振興条例（仮称）案」の概要

第1章 総則

I 条例の目的（第1条）

県の観光の振興について、県の責務、市町村の役割等を明らかにするとともに、観光の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって活力ある地域づくり及び本県の経済の発展に寄与することを目的とする

II 基本理念（第3条）

観光の振興は、地域における主体的な取組を尊重しつつ、県、市町村及び県民等がそれぞれの役割に応じて相互に連携して一体的に取り組むことにより行われなければならない

III 責務と役割（第4条～第8条）

1 県の責務

- ① 基本理念に則り、総合的な施策を策定、実施
- ② 県民等による観光振興の自主的な取組を促進するため、必要な支援の実施
- ③ 市町村との連携、市町村の施策に関し必要な支援や広域的な見地からの調整

2 市町村の役割

市町村の区域の特性を活かした観光振興施策の策定と実施

3 県民の役割

- ① 地域の観光資源を活用した魅力ある観光地の形成に対する積極的な役割
- ② 観光旅行者の受入れの推進のため、おもてなしの心を持ち温かく迎える
- ③ 観光振興の重要性についての関心と理解を深め、県が実施する施策へ協力

4 観光事業者の役割

- ① 事業活動を行うに当たり、自らの創意工夫により観光旅行者の満足度を向上及び安全を確保
- ② 県及び市町村の観光振興施策への協力

5 観光関係団体の役割

- ① 観光事業者間の連携の促進、観光に関する情報の発信等の取組
- ② 県及び市町村の観光振興施策への協力

第2章 観光の振興に関する基本的施策

IV 基本的施策の推進（第9条～第18条）

県は、基本的施策として次の事項を推進する

- 1 国内からの観光旅行者の来訪の促進
- 2 外国人観光旅客の来訪の促進
- 3 観光情報の発信
- 4 広域的な連携の推進
- 5 地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成
- 6 観光の振興に寄与する人材の育成
- 7 県民への情報及び学習機会の提供
- 8 観光地における良好な景観の形成
- 9 観光旅行者の利便の増進
- 10 交通基盤の整備

第3章 観光の振興に関する施策の推進

V 基本計画（第19条）

知事は施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県民等の意見を反映させて、基本計画を策定する
現行の大分県ツーリズム戦略を基本計画とみなす（附則）

VI 統計調査その他の調査（第20条）

県は、施策の策定及び実施に資するため、統計調査等の必要な調査を行うよう努める

VII 推進体制の整備（第21条）

県は、施策の推進に必要な体制を整備する

VIII 財政上の措置（第22条）

県は、施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努める